

これが「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会

事業企画推進部 係長 川崎心也

新入社員・新任の安全衛生担当者 に向けた安全衛生教育

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、従業員40名ほどの製造業の総務課長でした。「ここ最近、新入社員を雇うことがなかったが、4月からいい人材を採用することが

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、従業員40名ほどの製造業の総務課長でした。「ここ最近、新入社員を雇うことがなかったが、4月からいい人材を採用することが

るだろうか？」とのご相談でした。この方は、安全衛生に熱い情熱を持ち、日頃から労働災害防止にご尽力されている、何度かお話しをした際にそう感じていた。このような相談

をいただけることは協会職員として、胸が熱くなる瞬間のひとつだ。そこで、協会で行っている教育を2つご紹介した。まず、新入社員向けの「雇入時安全衛生教育」。労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条により、労働者を雇い入れたとき及び労働者の作業内容を変更した際は、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための次の教育を行うことが定められています。ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種(その他の業種)の事業場



の労働者については、次の第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができます。第1号 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
第2号 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
第3号 作業手順に関する事
第4号 作業開始時の点検に関する事
第5号 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
第6号 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関する事



第7号 事故時等における応急措置及び退避に関する事
第8号 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
新入社員や経験年数の少ない未熟練労働者は、作業に慣れておらず、また危険に対する感受性も低いため、労働災害発生率が高い状況にあります。そのため、雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の実施が重要な役割を果たしています。次に、安全衛生担当者育成のために無料で実施している「安全衛生基礎講習」。

講習は、①労働災害発生の状況、②安全配慮義務、③労働安全衛生法の概要、④各種様式の記載例、などの内容となっており、これから安全衛生に携わる方が最初のステップとして活用できる内容です。このほか、愛知労働局ホームページ特集コーナーにある「論理的な安全衛生管理の推進・定着」を紹介しました。これは安全衛生を科学的・論理的に考える内容で、安全衛生担当者にはぜひご覧いただきたい内容です。
http://aichi-roundoukyoku.jp/site/mlh.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/121845.html
ここまでご説明し、この総務課長のように労働災害防止の意識を一人でも多くの方が持つことを願いながら電話を置きました。
なお、当協会では4月に「雇入時安全衛生教育・ビジネススマナー研修」を開催、7月と10月に「安全衛生基礎講習」は無料開催します。新入社員対象の教育スケジュールを作成される際に、ぜひご活用ください。
イラスト・森沢康代